

カント市民社会論における「自由」「平等」「自立」

——「理論と実践に関する俗言」(1793年)の第二論文に基づいて——

西 田 雅 弘

はじめに

『理論と実践に関する俗言』(1793年)⁽¹⁾は、前書きに続く3つの論文から構成されている。著作全体としては、「道徳、国法、国際法という3つの位相が理論と実践の関係という1つの主題で貫かれている⁽²⁾」ものと見るべきであろうが、本稿では第二論文だけを論及の対象にする。

「道徳一般における理論と実践の関係について(ガルヴェ教授のいくつかの異論に答えて)」と題する第一論文では、幸福と道徳の関係について、ガルヴェの異論に答える形で、「幸福であること」と「幸福に値すること」の区別が論じられ、「道徳においては、理論にとって正しいことはすべて実践にとってもあてはまらなければならない」(8,288.30)⁽³⁾と結論付けられる。また、「国際法における理論と実践の関係について 普遍博愛的すなわちコスモポリタンの見地での考察 モーゼス・メンデルスゾーンに反論して」と題する第三論文では、人類の進歩に否定的なモーゼス・メンデルスゾーンに反論して、人間の自然本性への期待を抛り所に、人類が常によりよい方向に向かって歩み続けていることが力説され、「理性根拠に基づいて理論にあてはまることは、実践に対してもあてはまる」(8,313.20)と結論付けられる。これら2つの論文の内容は、すでに『実践理性批判』(1788年)や『世界市民的見地における普遍史の理念』(1784年)において展開されているものと大差はない。

これに対して、「国法における理論と実践の関係(ホッブズに反論して)」と題する第二論文は、フランス革命が進行する社会情勢の中にあって、カントの政治的見解が初めてまとまったかたちで述べられたものとして当時反響を呼んだ⁽⁴⁾。この中でカントは、「市民的状态」は3つの原理に基礎づけられると述べている(8,290.16)。(1)社会の各成員の人間としての自由、(2)各成員と他の成員の臣下としての平等、(3)公共体の各成員の市民としての自立、であ

る。ここで初めて提出される「自由 Freiheit」「平等 Gleichheit」「自立 Selbstständigkeit」の3つの概念が、その後の『道徳形而上学』(1797年)へ収斂していくことになる。『道徳形而上学』の法論第二部「公法」の中で、カントは、市民社会の成員の本質から切り離せない属性として、次の3つを挙げている(6,314.07)。(1)自分が賛成した法則以外のいかなる法則にも服従しない法則的自由、(2)相手が自分を拘束するのと同様に自分も相手を拘束するという、そういう相手だけを認め、いかなる上位者も認めない市民的平等、(3)他人の意志ではなく、公共体の成員として自分自身の権利と力によって自分の現存と維持を獲得する市民的自立、である。要するに、「自由」「平等」「自立」の3つの概念は、カント市民社会論を国内体制論レベルで解明しようとする際のキーワードなのである。

『理論と実践』の著作全体の文脈として、第二論文においてもほかの2つの論文と同様に、「国法の理論が存在し、これと一致しないいかなる実践も妥当ではない」(8,306.18)と結論付けられている。しかし、たとえそうであるにしても、この第二論文だけを全体の文脈から切り離してカント市民社会論のテキストとして読むことは可能であり、それどころかこの第二論文は、カント市民社会論を解明しようとする際の重要なテキストの1つであると思えることができよう。

ところで、『理論と実践』において提出される「自由」「平等」「自立」の概念は、用語こそ共通であるものの、『道徳形而上学』におけるそれぞれの概念の意味合いと必ずしも同一のようには見えない。『道徳形而上学』へ収斂していく過程で何らかの変容を受けたという推測も可能ではあろう。しかし、『理論と実践』の全体の構成や第二論文の内容に目を向けるとき、むしろこの著作の成立そのものに、何か特殊な偏重を伴う強い力が作用しているのではないかという印象を払拭できない。第二論文は、第一論文と第三論文を合わせた分量に匹敵する全体のほぼ半分を占め、副題に掲げられたホッブズ

への言及はほとんどないばかりか⁽⁵⁾、執拗なまでに元首に対する臣下の「対抗暴力」を否定する議論が繰り返され、「言論の自由」が主張されている。どのような事情がカントにあったのだろうか。

『理論と実践』は、1793年9月の「ベルリン月報」に掲載されている。1793年と言えば、前年検閲で不許可になった論文をほかの3つの論文と合わせ、イェナ大学哲学部の検閲によって『単なる理性の限界内の宗教』を出版した年であった。翌年の1794年には、プロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世から、カントに対して宗教上の講義と著述を禁止する勅令が発せられている。つまり『理論と実践』は、いわゆるカント晩年の筆禍事件のただ中で発表されているのである⁽⁶⁾。本稿は、このような緊迫した背景を視野に入れつつ、『理論と実践』の第二論文に基づいてカント市民社会論の一側面、とりわけ国内体制論の一端を析出しようとする試みである。

1. 市民社会の3つの原理

多くの人間は、共通の目的のために「社会契約 pactum sociale」(8,289.10)によって1つの社会に結合する。しかしそれらの契約の中で、「市民的体制を創設する契約」だけは、その他の契約と本質的に異なっている。というのも、他の社会契約の目的が「すべての人が持っている目的」(8,289.17)であるのに対して、この契約の目的は、「各人が持つべき目的」(8,289.18)と見なされるからである。つまり、相互的な影響を避けられない人間のあらゆる外的関係全般において、市民の状態にある社会の創設は「無条件的な第一の義務」(8,289.21)なのである。この市民の状態の最高の形式的条件は、「公的な強制法の下にある人間の権利」(8,298.26)という目的であり、この公的な強制法によって「その人のもの das Seine」(8,289.27)が規定され、私的所有が保障されることになる。

第二論文の冒頭のこのような内容から明らかなように、カント市民社会論の議論は、すでに存在している市民社会を分析するものではない。歴史的にも18世紀のプロイセンにそのような分析の対象はまだ存在し得なかった。市民社会の成立を間近に予見しつつ、あるべき市民社会の姿を描き出して見せるところにカント市民社会論の意義がある、と見るべきであろう⁽⁷⁾。この点は、市民社会の原理に論及さ

れるときいっそう明確になる。カントによれば、市民の状態は次の3つのアプリアリな原理に基づくことになる。(8,290.16)

1. 社会の各成員の人間としての自由
2. 各成員と他の成員の臣下 Untertan としての平等
3. 公共体の各成員の市民としての自立

これらの原理は、「すでに創設されている国家」が与えるというより、むしろこれらの原理に従ってのみ「国家の創設 eine Staatserrichtung」(8,290.23)が可能になる、そういう性格の原理である。この章では、まずこれらの原理についてカントの論述を整理しておくことにしよう。

(1) 人間としての「自由」

市民の状態の第1の原理は、次のように定式化されている。

各人は、自分にとってよいと思われる仕方で自分の幸福を求めてよい。ただし、類似の目的を追求する他人の自由に、つまり、可能な普遍的法則に従ってあらゆる人の自由と両立し得る他人の自由に（他人のこの権利に）損害を与えさえしなければ、である。(8,290.29)

人間としての「自由」とは、自己幸福を追求する自由のことである。自己幸福の追求という人間の自然な欲求を肯定し、それに基づく営為を積極的に容認しようという姿勢は、カントに限らず、いわゆる近代市民社会の特徴の1つである。ただし、よく言われるように、この容認には「他人の自由との両立」という条件が付けられており、けっして無制限にその追求が許されているわけではない。他人の自由を侵害しさえしなければ、どのような仕方でも自分の幸福を求めても構わない、ということである。市民と市民の間の「相互性」が近代市民社会の倫理の原型であると言われる所以である。

ところで、この定式に続いて、そのような自由を実現できない「父権的支配 eine väterliche Regierung (imperium paternale)」(8,290.35)に論及されているところを見ると、カントの場合、この第1の定式の力点は、他人の自由に関する付帯条件もさることながら、むしろ「自分にとってよいと思われる仕方で」という部分にあるようにも見える。父親が自分の子供に対して行うように元首が臣下を

支配する父権的支配では、臣下は、何が自分にとって有益か有害かを見極められない未熟な子供のように、ただ単に受動的な態度をとることが強いられる。したがって、自分たちがどのようにして幸福になるべきかということも元首の判断に委ねられ、元首が自分たちの幸福のことを考えてくれるよう、ただ彼の善良さに期待する以外にはない。この場合、臣下は何らの権利も持たず、一切の自由が廃棄されている。

このような父権的な幸福のあり方に対して、カントは、自分の幸福は「自分にとってよいと思われる仕方」で追求してよい、と主張しているのである。他人がその人の考えに基づいて私を強制的に幸福にすることなど不可能であろう。「自由」の節の最後では、次のように述べられている。「そもそも人間が権利を持つ資格のある存在である限り、このような自由の権利は、公共体の成員に、人間として帰属する」(8,291.16)。人間を自由の権利の主体として認めるところに、この第1の定式の意義があると言えよう。

(2) 臣下としての「平等」

市民的状態の第2の原理について、カントは2つの定式を提示している。1つ目の定式は次の通りである。

公共体の各々の成員は他の各々の成員に対して強制権 Zwangsrechte を持っている。ただし、公共体の元首だけは例外である（なぜなら、元首は公共体の成員ではなくて、公共体の創設者ないし守護者だからである）。元首だけは、自分自身は強制法に服従することなく、強制する権限を持つ。(8,291.20)

前節で見たように、幸福追求の自由には「他人の自由との両立」という条件が付けられていた。公共体の成員は、この付帯条件に背くことのないように、他人から制約を受けつつ同時にまた他人を制約していると見ることができる。相互に制限し合う「作用と反作用が等しい」(8,292.33)状態にあるわけである。そういう意味で、各人は相互に対等に同等の強制権を持っていることになる。これが、公共体の成員相互の「平等」である。しかしこの強制権は、個々の成員間で短絡的に行使されるものではなくて、あくまでも法を介して行使される。つまり、

公共体の創設者あるいは公法の執行者としての元首の存在が前提されることになり、そのため、この平等の概念はさらに異なった意味合いを内包することになる。上述の定式に続いて、次のようにも述べられている。「法の^下にある者はすべて、国家において臣下であり、したがって公共体のすべての他の成員と平等 gleich に強制権に服従する」(8,291.24)。公共体のすべての成員は、一人の例外的な元首に対してその臣下として平等に強制権に服従する、と見なされるわけである。元首だけを例外扱いするこの議論は、第二論文の後半で敷衍され、元首に対する臣下の「抵抗暴力」の否定の議論へと展開されることになる。

ところで、この議論には2つの基軸が想定されている。1つは公共体において制約し合う成員相互の平等であり、いわば横の基軸である。もう1つは元首の強制権に服従する臣下としての平等であり、いわば縦の基軸である。平等についての1つ目の定式は、強制および服従の平等を表現していると見ることができるが、そこにこのような2つの基軸が内包されている点に留意する必要がある。

次に、平等についての2つ目の定式は次の通りである。

公共体の各々の成員は、その公共体におけるどの身分階層 Stufe eines Standes にも（臣下にふさわしい限りでの身分階層に）達することが許されているのでなければならない。その人の才能と勤勉と幸運がその人をどの身分階層にでももたらし得る。(8,292.20)

この定式は、身分取得の平等を表現していると見ることができよう。他人がある人をその子孫に渡って永久に同じ身分に抑圧しようとして、「世襲的特権 ein erbliches Prärogativ」(8,292.24)によって妨害することは許されない。というのも、上で見たように、他人の自由の行使が自分の自由と調和するように他のすべての人を強制する権限は平等だからである。ところで、誕生は、犯罪行為などと違ってその人自身の行為ではないので、誕生そのものによってその人が法的状態の不平等をこうむることはない。つまり、すべての人が法的行為に先立って持つ「生得の権利 das angeborne Recht」(8,292.36)はまったく平等であるとも見ることができる。したがって、公共体の成員は他の成員に優先して生得の

特権を持つことはできないのであり、身分にそなわる特権を子孫に相続させることもできない。公共体の成員は、自分の才能と勤勉と幸運によって平等な身分にまで昇り行く権限を持っているわけである。封建社会の世襲的固定的な身分制度に対して身分の平等を説く姿勢は、いわゆる近代市民社会のもう1つの特徴であり、カントの身分論もこれと軌を一にするものであると言えよう。

要するに、以上の2つの定式によれば、公共体の成員は、成員相互および元首と臣下という横と縦の基軸を含みつつ、臣下として平等であり、たとえ不平等な身分の状況にあるにしても、自分の才能と勤勉によって平等な状況に昇り行く権限を持っており、誰もそのことを妨げることはできない、というのがカントの平等論であると言えよう。しかしながら、このように主張することは、裏を返せば、平等な身分に到達しないのはその人自身の能力や勤勉が十分でないからだ、ということにもなる。人間を自由の権利の主体とする見方からすれば必然的な帰結とも言えよう。社会構造に起因する不平等というような発想はカントにはない。カントは不平等についてどのように見ていたのであろうか。

たとえば、身体能力や知力、財産に関する不平等は確かに存在するし、また貧者の幸福が富者の幸福に左右されるとか、子供が親にあるいは妻が夫に服従するとか、日雇労働者が他人に奉仕して賃金を受け取るなど、諸権利の上でもさまざまな不平等が存在する。しかし、カントは、臣下としての平等は「所有物」についての不平等と矛盾しないと見ている。カントによれば、ここに示されるような不平等は、権利の「実質あるいは対象」にかかわるものである。これに対して権利そのものは「普遍的意志」(8,292.06)のあらわれとしてただ1つのものであり、その実質がどうであれ、権利付けの「形式」については誰でもみな平等と言えるのである。「形式」と「実質」を峻別した上で「形式」について論及するカントの常套的な論法をここでも見ることができる。カントの「平等」は、権利の平等であって、身分そのものの平等ではない。「地主 Gutseigentümer」「小作人 Mieter」「農奴 die ackerbauenden Knechte」(8,293.18)などの間の不平等は残されたままである。しかし、たとえそうではあるにしても、このような社会的状況にあって、「形式」の論法を武器にして市民社会的な平等概念の突破口を開こうとする点にカントの平等論の意義があると言え

ないだろうか。

(3) 市民としての「自立」

市民の状態の第3の原理について、カントは次のように述べている。

市民と呼ばれるために必要な資格は、自然的な資格（子供ではないこと、女性ではないこと）のほかにはただ1つだけである。つまり、自分が自分自身の主人であるということ、したがって、生計を立てる何らかの財産（これにはあらゆる技術、手職、芸術、学問を数え入れることもできる）を持っているということである。(8,295.14)

人間は、生きていくために他人のものを必要とすることがある。その際に、「自分のものを譲渡すること Veräußerung」(8,295.19)によってそれを手に入れることができること、これが市民としての「自立」である。市民と呼ばれるためには、自ら生計を立てるための「財産」、つまり「自分のもの」を所有していることが必須である。そしてこのような市民が、立法に際して「投票権」(8,295.12)を持つ。つまり、ここで言及されている市民とは、単に都市に住んでいる「都市市民 bourgeois」ではなくて、立法者としての「国家市民 citoyen」である。

ところで、この自立の議論には、他方で、非自立的な人々の存在が前提されている。つまり、生計を立てるための「自分のもの」を所有せず、「奉仕する」(8,295.22)ことによって生きている人々である。芸術家や職人は、自分が作り出したものを自分の所有物として他のものと交換する。対価の支払いがない限り、それは彼のものである。これに対して、「家の召使 Hausbediente」「店の奉公人 Ladendiener」「日雇労働者 Tagelöhner」(8,295.26)などは、自分の所有物を交換するのではなくて、自分自身の諸能力の使用を他人に認めることによって生きている。「労働の供給 praestatio operae は譲渡ではない」(8,295.25)とカントは見ている。市民としての資格を「自立」に見る限り、彼らは市民の資格を持たず、したがって立法者として投票権を持つこともできない。彼らも同じく公共体の成員として法に服従し、また法によって庇護されているが、それは「市民」としてではなく、「庇護の享受者 Schutzgenossen」(8,294.10)としてである。

カントは次のようにはっきりと述べている。「す

で現存している公法の下において自由で平等であるすべての人も、立法そのものという点では、この法を制定する権利に関してすべて平等と見なすことはできない」(8,294.04)。カントの議論が、小作人や農奴などの現存する市民社会以前の不平等な身分制の社会に根付いていることは否定しようがない。しかしそうであったからこそ、カントは、既存の社会の分析ではなくて、理性の導きを手掛かりにして、あるべき市民社会の姿を理念的に構築する方向に哲学的営為を集中したのである。それゆえに、カント市民社会論は既存の社会のあり方に左右されない理念的な特質を備えることができた、と見ることもできよう。

(4) 市民的状态と3つの原理のかかわり

さて、これまで見てきた3つの原理、つまり、人間としての「自由」、臣下としての「平等」、市民としての「自立」、に基づいて市民的状态が可能になるのであった。しかし、市民的状态とこれらの原理の関連について、カントの論述は必ずしも十分とは言えないように思われる。わずかに注釈的にカッコ内で次のように述べているに過ぎないが、この箇所を手掛かりに、市民的状态と3つの原理のかかわりを取りまとめておくことにしよう。

(元来、立法の概念を構成するために、外的自由と平等とすべての人の意志の統一という概念が結び付けられる。外的自由と平等が結び付けられる際に投票が要求されるのに対して、すべての人の意志の統一のための条件が自立である。)(8,295.05)

まず、市民的状态とは法的状態のことである。法的状態とは公的な法の存在を前提するものであり、そのためには「立法」が必要である。ところで、ある人のことをその人とは別の人が決定してよいとすると、その人について勝手に不正な決定がなされることが起こり得る。したがって、どのような「特殊意志」も立法的であることはできず、公的な法は「公的な意志」に由来するものでなければならない。公的な意志は、いかなる人に対しても不正をなすことはあり得ないからである。このような意志は「普遍的な(統一された)国民意志 der allgemeine (vereinigten) Volkswille」(8,295.10)であり、これを形成するために「すべての人の意志の統一」が

必要となる。「自由」と「平等」を前提した上で意志の統一の役割を果たすのが「投票」である。そしてこの投票権を持つものが「市民」と呼ばれたのである。市民であるための資格は「自立」であるから、したがってこの自立が意志の統一のための条件と見なされることになるわけである。ところで、もちろん、投票によって投票権を持つ市民全員が一致することが期待されているが、もしそうならない場合でも、「多数を満足させよという原則」(8,296.33)、すなわち多数決による意志の統一が全員に受け入れられていると認められなければならない。要するに、多数決に従った意志の統一と立法、これによって法的状態としての市民的状态が創設されることになるのである⁽⁶⁾。

「自立」した市民に、「自由」にそして「平等」に自己幸福の追求を認める社会、そのためには、投票による意志の統一、さらにこの統一された意志に基づく立法が必要なのであるが、このような社会がカント市民社会論における「市民社会」の原理的な姿であると言えよう。

2. 『理論と実践』第二論文の偏重

本稿の冒頭でも指摘した通り、『理論と実践』第二論文はその構成や内容にかなりの偏重が見られる。第二論文にだけ「結論 Folgerung」と題する文章が追加され、そこでは執拗なまでに元首に対する臣下の「対抗暴力」を否定する議論が繰り返されている。著作の発表時期から見ても、宗教論の出版をめぐる政府との対立、いわゆるカント晩年の筆禍事件や、さらには革命が進行中のフランスの政治的混乱などが影響を及ぼしていることは容易に推測できよう。前章で整理した市民社会論の議論において、原理的な内容と時事的な内容が交錯している可能性も否定できないだろう。「自由」「平等」「自立」の概念をいっそう明晰なものとするためには、このような絡まりを解きほぐして時事的なものを色分けして見せることが必要である。この章では、既存の社会のあり方が念頭にあると思われる「結論」の論述を取りまとめた上で、時代背景にも踏み込んでみることにしよう。

(1)「対抗暴力」の否定と「言論の自由」

ある状況の下では、臣下は元首に対して「対抗暴力 Gegengewalt」(8,301.02)を使用する権限を持

つ、と主張する人々の存在に言及しつつ、カントは次のように述べている。

もしある国民が、いま有効なある立法の下で自分の幸福を喪失する公算がきわめて高いと判断するならば、何かなされるべきであろうか。国民は反抗すべきではないのか。その答えは、服従すること以外に何もすべきではない、ということだけである。(8,297.30)

カントの議論は徹底している。公法が妥当なものであり、権利に関して非難の余地がないものであるときには、その公法には強制の権限、つまり「立法者の意志に暴力的に反抗してはならないという禁止」(8,299.14)も結び付いていると見なされる。法に効力を与える国家の権力は「反抗を許さない unwiderstehlich (irresistibel)」(8,299.16)ものだからである。したがって、立法権力に対する反抗、臣下の不満を暴力的にさせる煽動、暴動を突発させる蜂起などは、公共体においてこれ以上ない最も処罰に値する犯罪と見なされる。

カントは次のように考えている。問題になるのは、公共体の樹立によって期待される臣下の幸福ではなくて、それによって確保される各人の権利である。幸福観は互いに衝突し合い絶えず変化するので、法に対する普遍妥当的な原則を与えることはできない。何よりもまず考慮すべきことは、各人に自由を保障する法的体制の確立である。いまもし仮に臣下が体制の運営について確固とした判断を持つとし、しかもその判断が国家元首の判断に反するものであったとすると、いったいどちらの側が正しいのか。このことを誰が決定すればよいのか。どちらの側も自分自身にかかわることからについて裁判官として決定することはできない。したがって、その元首を越えて、元首と臣下との間で決定を下すもう一人の元首が存在しなければならないことになる。しかし、これは自己矛盾である。決定を下すもの、それこそが元首である。すべての法が効力を持たなくなる「完全な無法状態（自然状態 status naturalis）」(8,301.28)に陥らないためには、臣下は元首に反抗するのが当然だ、とは断じて言えないのである。

元首に対する臣下の「対抗暴力」を完全に否定した上で、カントは、それに代わるものとして「言論の自由 Freiheit der Feder」(8,304.15)を主張し

ている。カントは次のような前提から出発する。「反抗的でない臣下 der nicht=widerspenstige Untertan」(8,304.03)は、自分の元首は自ら不正をなすことを欲してはいない、と想定している。また、すべての人間は喪失することのない自分の権利を持っている。このような前提の下で、いまある人が自分に不正が及んでいると思っているとする。この不正が生じるのはなぜか。元首は不正をなすことを欲していないという想定に従えば、この不正が生じるのは、制定された法のどこかに「思い違い Irrtum や不案内 Unkunde」(8,304.08)があったからだとしか考えられない。元首にそのようなことはあり得ないと想定することは、元首を、人間性を越えた神的存在と見なすことにほかならない。したがって、国家市民には、元首が行うことのうちに不正があると思われるものについて、自分の考えを公表する権限があるのでなければならない。この「言論の自由」こそが、国民の権利の「唯一の守護神 das einzige Palladium」(8,304.19)である。カントはこれを、君主に対する「異議申し立て Gegen-vorstellungen」(8,305.11)とも表現している。元首に対しては、暴力ではなくて言論によってその不正を質そう、というカントの姿勢を見ることができよう。

(2) 宗教論をめぐる政府との対立

さて、『理論と実践』発表前後のカントの身辺はどのような状況だったのか。フリードリヒ二世（大王）の後を継いだフリードリヒ・ヴィルヘルム二世は、大王が啓蒙専制君主の一人に数えられるのとは対照的に、啓蒙思想を嫌悪しフランス革命に反感を抱いて、検閲制度など、各種の取り締まりを強化する政策を展開した。『理論と実践』の発表された1793年、カントは『単なる理性の限界内の宗教』を出版するが、その中にはすでに検閲で不許可になっている論文が含まれていた。翌年、国王からカントに対して宗教上の講述を禁止する勅令が発せられることになる。このときの経緯について、フリードリヒ・ヴィルヘルム二世の没後に出版された『学部の争い』(1798年)の序文で、カント自身が詳しく釈明している。

そこでカントは、まず1788年の宗教勅令に言及した上で、自分に発せられた講述禁止の勅令文を掲載し、この勅令に対してカントの側から返答が行われたことを明らかにして、合わせてその返答文も掲

載している。その返答文では、勅令に示された2つの点、つまり、聖書およびキリスト教の主要な根本的教理を歪曲し軽視していること、さらに、将来に渡って責めを負うようなことをするな、という2つの点について、「きわめて恭順な服従 alleruntertänigster Gehorsam」(7,007.21)を表明しつつ弁明が展開されている。第1の点については、自分の宗教論はキリスト教の評価を含むものではないことを強調し、キリスト教の価値を引き下げたという責めは誤解するものであると述べている。第2の点については、「国王陛下の極めて忠誠な臣下 getreuester Untertan として」(7,010.07)、今後宗教に関して一切の公の講述を行わないことを宣言している。

ところで、第2の点の「国王陛下の極めて忠誠な臣下として」という文言には、返答文掲載の段階で次のような脚注が付けられている。「私はこの宗教審理における私の判断の自由を、いつまでもではなくて、ただ陛下が存命している限りで断念するというこのために、この表現を慎重に選んだ」(7,010.34)。つまり、たしかにカントは国王に対して「恭順な服従」を表明しているのだが、それはあくまでも「臣下として」であって、国王が国王として存命している間だけのことだ、というわけである。事実、フリードリヒ・ヴィルヘルム二世の没後には、上述のように講述禁止の勅令を暴露しているのである。「臣下として」という表現には、カントの屈折した強い思いが込められていると見ることができよう。反啓蒙的な政府との対立のただ中であつたカントにとって、「臣下」という用語は切迫した緊張感をともなう特別な意味合いを含んでいた。それはまた、前章で見た「臣下としての平等」の議論においても同様であつたに違いない。ここに、『理論と実践』第二論文の偏重の要因を見ることはできないだろうか。

(3)『道徳形而上学』(1797年)との比較

『理論と実践』第二論文の「臣下としての平等」には、「臣下」をめぐる時事的な内容が混在していることは間違いないだろう。このことは、後に市民社会論の総括としてまとめられる『道徳形而上学』の原理的な内容と比較してみるといっそう明らかになる。『理論と実践』第二論文では、市民的状態の原理として「人間としての自由」「臣下としての平等」「市民としての自立」の3つが挙げられていた。こ

れに対して、『道徳形而上学』の法論第二部「公法」の中では、市民社会の成員の本質から切り離せない属性として、「法則的自由」「市民的平等」「市民的自立」の3つが挙げられている。「臣下としての平等」は、『道徳形而上学』では「市民的平等」に置き換えられているのである。その際の「市民的平等」とは、相手が自分を拘束するのと同様に自分も相手を拘束するという、そういう相手だけを認め、いかなる上位者も認めない、ということであり、これは、「臣下としての平等」のうち、公共体において制約し合う成員相互の平等、つまり横の基軸だけを表現したものにほかならない。「臣下としての平等」に見られた元首と臣下という縦の基軸はここにはない。このような比較からも、『理論と実践』第二論文の「臣下としての平等」のうち「臣下」にかかわる議論は、原理的なものというよりむしろ時事的な要因に基づくものであることが推測されよう⁽⁹⁾。

カントが『理論と実践』第二論文で市民的状態の原理について議論したとき、カントの身边には宗教論をめぐる反啓蒙的政府との対立が生じていた。元首と臣下の間に対立が生じる場合、臣下はどのような態度をとるべきか。この問題は、進行中のフランス革命を目の当たりにして、カント自身の切迫した問題でもあつたに違いない。とりわけ、実践に先立ってその導きとなる理論的な態度決定が迫られていたものと思われる。カントは『理論と実践』第二論文の「平等」の議論において、服従する臣下としての平等を強調することによって、強制するが服従することのない元首という例外的な存在を浮き彫りにし、さらにこれを敷衍するかたちで元首に対する対抗暴力の否定の論理を組み立てた。この理論的な態度決定は、その直後の講述禁止の勅令に対して、「臣下として」恭順な服従を示す姿勢によって実践されたと見ることができよう。緊迫した状況の中での理論的な態度決定と、屈折しつつもその理論に基づいて貫徹される実践のあり方をカントのうちに看取することができるのではなかろうか。

3. カントの政治的スタンス

元首に対する「対抗暴力」を否定しつつも、「臣下として」しか服従しないカントの姿勢は、微妙で分かりにくい。また、多くのカントの論述は、民主政治を排除して専制政治を支持しているようにも見

えるが、その真意はどこにあるのか。とかく誤解を招きやすいカントの政治的スタンスについて、最後に簡単にまとめておくことにしよう。本稿で取り扱った『理論と実践』第二論文の中で、カントははっきりと次のように述べている。

以上のような主張をするからといって、私がその不可侵性によって君主たちにあまりに媚びすぎているという非難が私に向けられることはきっとないだろう。同様に、私が、強制権ではあり得ないにしても、国民は国家元首に対して失われることのない権利を持っていると言うとき、私が国民をあまりにひいきして主張しているということも容赦してほしい。(8,303.20)

ここでカントは、自分が君主の側にも国民の側にも与しないことをはっきりと表明している。カントのスタンスは、いわば中立的なのである。とは言うものの、君主の側への接近を思わせる論述も随所に見られるが、次の一節にその真意が示されていることを看過してはならないだろう。「ただ一人が権を握る専制政治は、それでもなおすべてのものうちで最も我慢しやすいもの der ertäglichsste である」(『永久平和のために』(8,353.17))。カントの念頭には「あの国の暴動的な臣下たち die auf-rührerischen Untertanen jenes Staats」(8,302.34)のことがある。折しも『理論と実践』の発表された1793年は、フランスで共和政による恐怖政治が行われた年であった。民主政治によって隣国のような混乱に陥るよりは、専制政治のままでいる方がまだましだ。カントは積極的に専制政治を支持しているわけではない。既存社会を見るカントの眼差しは理性主義者の冷徹な眼差しなのである。

結び

本稿では、『理論と実践』第二論文に基づいて、カント市民社会論の一側面、とりわけ国内体制論(最狭義のカント市民社会論)の原理となる「自由」「平等」「自立」の概念を解き明かそうと試みてきた。この第二論文の中に『道徳形而上学』へ収斂していく原理的な基本発想があることは見てきた通りである。しかしそこでは、市民社会を創設するための原理的な議論と既存社会を前提にした時事的な議論とが交錯し、この両者の絡まりを解きほぐして見

せることが必要であった。今回論及した最狭義の市民社会論に限ってみても、『道徳形而上学』の検討が手つかずのままなど、今後の課題は少なくない。広義のカント市民社会論の全貌を提示する作業はまだまだ前途遼遠である。

注

- (1) 正確な表題は『理論においては正しくても実践においては役に立たないという俗言について』である。本稿では、以下『理論と実践』と略記する。
- (2) カント全集第14巻『歴史哲学論集』、岩波書店、2000年、訳者解説407ページ。
- (3) カントの著作からの引用は、すべてアカデミー版カント全集に依拠し、引用箇所を6桁の数字で本文中に示す。カンマで区切った最初の1桁が巻数、次の3桁がページ数、最後の2桁が行数である。たとえばこの箇所(8,288.30)は、第8巻、288ページの30行を示している。引用箇所が複数行に渡る場合は、最初の行のみを示す。また、引用文中のゲシュペルト体には傍点を付ける。
- (4) 前掲カント全集第14巻、訳者解説410ページ。
- (5) 他の2つの論文がそれぞれの全体に渡って、副題に掲げられたガルヴェとモーゼス・メンデルスゾーンへの反論を取り扱っているのとは対照的に、第二論文におけるホッブズの取り上げ方は、限定的できわめてあっさりしている。論文の終わり近くで「言論の自由」を主張する際に、その正反対の考え方として、『市民について de Cive』を引き合いにして、国民から元首に対するすべての権利要求を奪い取るホッブズの考え方を取り上げているに過ぎない。ホッブズへの反論が主題であるとするには違和感があり、この点にも第二論文の偏重が伺われるのである。
- (6) 『理論と実践』発表前後の社会的動向の概略については、別表の年譜を参照。
- (7) カントが当時の既存社会についてまとめた形で論及している著述がないわけではない。例えば、批判期以前に執筆された『頭の病気についての試論』(1764年)は、そういう意味での貴重な著述と見ることができよう。しかし、その内容は、文明社会には「頭の病気」が蔓延している、という文明社会批判であり、その社会構造を哲学的に分析して見せようとするものではない。既存社会に哲学的関心を寄せることのできないカントは、古代ギリシアのプラトンのように、むしろ「可想的共和国」を描いて見せることに哲学的営為を集中することになる。拙稿「カント市民社会論の原風景——『頭の病気についての試論』(1764年)に基づいて——」(『下関市立大学論集』第44巻第1号、pp. 37-42、2000年5月)を参照いただきたい。
- (8) 投票によって創出される「普遍的意志」「公的な意志」

がどのようなものであるのかについては、さらに論及が必要であろうが、別の機会に譲りたい。

(9)「自由」「平等」「自立」のうち、本稿のこの節では「平等」の一部が比較検討されているにすぎない。「自由」については、『理論と実践』と『道徳形而上学』の間に明らかに内容上の相違が認められるが、この検討は、「身分取得の平等」についての言及と合わせて、別の機会に譲りたい。「自立」については、両者の間に内容的な相違があるようには思われない。

ところで、カントの掲げる「自由」「平等」「自立」は、フランス革命の合言葉の「自由」「平等」「博愛」を連想させるが、なぜ3番目は「博愛」ではなくて「自立」なのだろうか。「博愛 fraternité」はキリスト教的な人間愛を基礎にするものであり、相互扶助の発想を含んでいる。カントの掲げる「自立」は、自ら生計を立てる市民としての資格と見なされるものであ

る。非自立的な人々の存在を目の当たりにしているカントにとっては、相互扶助に先立って、まずそれぞれの「自立」が必要と見えたのではなかろうか。プロイセン社会の後進性が背景にあると言えよう。

しかしながら、カントが「博愛」に無縁であったわけではない。カントは、「博愛」を提唱するルソーの教育思想を継承したバセドーの教育活動に共感し、支援を惜しまなかった。(『汎愛学校 Philantropin に関する論文』(1776-77) (2,447.01) を参照) また、本稿では取り上げなかったが、『理論と実践』第三論文には、「普遍博愛的 allgemein philanthropisch すなわちコスモポリタンの見地での考察」という副題が付けられている。いずれにせよ、「博愛」が、カント市民社会論を世界市民社会論レベルで解明しようとする際の重要な概念の1つであることは間違いない。これについての検討も別の機会に譲らざるを得ない。

(別表) フリードリヒ・ヴィルヘルム二世即位後の動向

【プロイセン】	【フランス】
1786 Friedrich Wilhelm II 即位	
1788 Wöllner の宗教勅令	
	1789 バスチーユ襲撃 人権宣言 (立憲王政)
1791 検閲制度強化	
1792 宗教論第一論文検閲許可 第二論文検閲不許可	1792 八月十日事件 (王権停止) 国民公会 (共和政)
1793 『単なる理性の限界内の宗教』出版 『理論と実践』発表	1793 恐怖政治
1794 カントに講述禁止勅令	1794 テルミドール反動
1797 Friedrich Wilhelm II 没, 勅令解除	
1798 『学部争い』出版	
	1799 ナポレオン軍事独裁